

7. 3種に分別を

事業系ごみは3種に分別して適正処理をしてください！

事業活動にともなって排出されるごみは、下記の区分に従って3区分に分別し、事業者自ら処理するか、または、市が許可した業者（※18ページの「参考2」を御参照ください。）に収集・運搬を依頼して適正に処理してください。特に、燃えるごみに資源ごみが混入しないようにしてください。

また、多量排出占有者（毎月2トン以上のごみを排出している事業者）の方は、自ら減量目標値を設定した事業系一般廃棄物減量計画を定め、毎年度、市に提出しなければなりません。また、多量排出占有者は一般廃棄物の分別排出及び資源化を徹底するため、廃棄物管理責任者を選任し、市に届け出なければなりません。

◆事業系ごみの分別方法

市の工場に搬入できるごみ	燃えるごみ		市の許可を受けて焼却工場へ自己搬入※するか、または許可業者に収集依頼をしてください。
	<ul style="list-style-type: none"> ○汚れた紙 ○感熱紙、カーボン紙 ○たばこのすいがら <p style="text-align: right;">等</p>		
市の工場に搬入できないごみ	資源ごみ		事業者の責任で資源化するか、または許可業者に収集依頼をしてください。
	上記以外のごみ		
	<ul style="list-style-type: none"> ○産業廃棄物 ○粗大ごみ ○不燃ごみ 		

※ 市の工場へ自己搬入するときのお問い合わせは、
資源循環エネルギーセンター（Tel 6 8 7 7 - 3 0 3 8）